

独立行政法人林木育種センター中期目標

独立行政法人林木育種センター（以下「センター」という。）は、戦後、国土保全、木材需要等に対応した森林資源造成及び森林生産力の増強が要請される中で、優良種苗の確保を図るため、林木育種場として設置され、精英樹選抜による林木育種事業を開始した。その後、造林地の奥地化が進んだことから、厳しい気象条件下での造林に対応するための気象害抵抗性品種の開発、松くい虫被害の急増に対処するためのマツノザイセンチュウ抵抗性品種の開発等社会ニーズに対応した新品种の開発に都道府県等と連携を図りつつ取り組んできた。

さらに、近年では、木材の強度の高い品種、心材含水率の低い品種等の材質の優れた品種、用材生産等を目的とした優良な形質を持つ広葉樹の品種等多様な品種が森林所有者等から求められるようになった。

センターは、これらの要請に応じて、都道府県等とも連携を図りつつ、これまでに約1,500品種に及ぶ林木の新品种を開発し、その普及に取り組んできている。

また、これらの新品种開発に不可欠な育種素材等としての林木遺伝資源についても、これまでに約3万点を収集・保存してきた。

一方、平成13年7月に改正された森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）において、国は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給等の森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて森林の適正な整備を推進するため、優良な種苗の確保等に必要な施策を講ずることとされている。また、近年、花粉症が国民的な疾病となり、大きな社会問題になっている中、花粉症対策に有効な林木の品種の開発が求められている。

さらに、我が国は、生物多様性条約の締約国として、生物多様性国家戦略（平成14年3月27日地球環境保全に関する関係閣僚会議決定）を決定し、種・生態系の保全、種の絶滅の防止と回復等を目標とした施策を政府が中心となって推進することとしている。

加えて、熱帯林の減少・劣化や地球温暖化等の地球規模の環境問題が深刻化する中で、海外における持続可能な森林経営について我が国の積極的な貢献が求められている。

センターは、このような我が国の森林・林業政策上の課題を踏まえ、林木の育種事業、これにより生産された種苗の配布等を行うことにより、林木について優良な種苗の確保を図ることを目的として、平成13年4月に独立行政法人として設立されたところである。

また、センターの事務・事業の実施に当たっては、我が国の林木育種の中核機関としての役割を担いつつ、国、都道府県等の関係機関との緊密な連携を図るとともに、地域が限定され公立林業試験場等において実施可能な樹種の新品種の開発及び関連する調査・研究は地方にゆだねる等役割分担を図ることとし、これまでの事業の成果を踏まえた効率的かつ効果的な業務実施に努めることとする。

第1 中期目標の期間

センターの中期目標の期間は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間とする。

なお、独立行政法人森林総合研究所(以下「研究所」という。)との統合が行われた場合にあつては、センターの中期目標期間は、統合後の法人の中期目標期間に引き継がれるものとする。

第2 業務運営の効率化に関する事項

1 業務の効率化

- (1) センターの本所及び育種場に設置されている増殖保存園については、業務の実施方法の改善によって効率化を図り、要員配置について見直しを行う。
- (2) 業務運営の効率化による経費の抑制については、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも前年度の一般管理費の3%及び業務経費の1%の合計に相当する額を抑制する。

また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、今後5年間において、国家公務員に準じた5%以上の人件費削減(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)の取組を行う。さらに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

以上に加え、第5の3に記載する統合のメリットの発揮について検討する。

2 関係機関との連携

業務の推進に当たっては、新品種の開発に係る優良形質候補木の探索・選抜、林木育種技術の開発等について、国、都道府県、大学等との連携の下に効果的な実施を図る。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

センターの使命等を踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮に向けた森林整備に資する新品種の開発・配布、生物多様性の保全及び多様な育種ニーズに対応した新品種の開発等のための林木遺伝資源の収集・保存、林木育種に関する海外技術協力等の業務に重点的に取り組む。

1 林木の育種事業

- (1) 林木の新品種の開発

安全で快適な国民生活の確保及び森林の有する多面的機能の発揮に向けた森林整備に資することを目的として、花粉症対策に有効な品種、地球温暖化防止に資する品種又は国土保全、自然環境保全等の機能及び林産物供給機能の向上に資する品種を開発するための業務を推進し、新たに250品種開発する。

特に、花粉症対策に有効な品種及び国土保全、自然環境保全等の機能の向上に資する品種の開発に重点的に取り組む。

(2) 林木遺伝資源の収集・保存

貴重な林木遺伝資源が滅失することを防ぐとともに、多様な林木育種ニーズに対応した新品種の開発等を進めるため、6,000点の林木遺伝資源を探索・収集するとともに、増殖・保存、特性評価等の業務を推進する。

特に、絶滅に瀕している種等の希少・貴重な林木遺伝資源の探索・収集に取り組む。

2 種苗の生産及び配布

- (1) 新品種等の利用の促進に資するため、都道府県等に対して積極的な情報提供に努める。
- (2) 都道府県等からの要請に応じて、新品種等の種苗の適正な生産に努め、配布の実施に当たっては、申請者の要望する期間に配布するものとし、その期間に配布する件数は全件数の90%以上とする。
- (3) 都道府県等を対象として、顧客満足度（5段階評価を行い3.5以上の評価を目標）を数値化するためのアンケート調査を実施し、その結果を評価・分析した上で、業務に反映させる。

3 調査及び研究

(1) 新品種等の開発及び利用の推進に必要な技術の開発

花粉症対策に有効な品種、地球温暖化防止に資する品種、国土保全、自然環境保全等の機能の向上に資する品種、林産物供給機能の向上に資する品種の開発、育種年限の短縮、遺伝子組換えによる育種並びに新品種等の利用の推進等に必要な技術の開発のための調査及び研究を行う。

特に、育種年限の短縮及び遺伝子組換えによる育種に必要な技術の開発のための調査及び研究に取り組む。

(2) 林木遺伝資源の収集、分類、保存及び特性評価に必要な技術の開発

絶滅に瀕している種及び育種素材として利用価値の高い林木遺伝資源についての収集、分類、保存及び特性評価に必要な技術の開発のための調査及び研究を行う。

(3) 海外協力のための林木育種技術の開発

林木育種に関する海外技術協力を効率的かつ効果的に行うための調査及び研究を行うとともに、これに必要な海外の林木遺伝資源について100点を目標として収集を行う。

4 成果の広報・普及の推進

開発した新品種等センターの実施した業務の成果について、積極的な広報・普及を行う。

5 専門分野を活用した社会貢献

(1) 都道府県等に対する林木育種技術の講習及び指導

新品種等の利用を進めるため、都道府県等に対し、採種（穂）園の造成・改良技術等について講習及び指導を行うとともに、講習・指導の内容及び実施体制の充実に努める。

(2) 海外の林木育種に関する技術指導

海外研修員等の受け入れ及び専門家の派遣等の業務の充実を図るため、支援先機関の多様化並びに多様な関係機関との連携及び協力による技術指導や技術開発のためのネットワーク化に取り組む。

(3) 行政、学会等への協力

行政、学会等へ専門家として参画する。

第4 財務内容の改善に関する事項

自己収入の確保のため、運営費交付金以外に、調査及び研究における競争的資金の獲得、委託業務への積極的な対応等による外部資金の獲得に努める。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 施設及び設備に関する計画

業務を適切かつ効率的に実施するために必要な施設及び設備の整備改修等を計画的に行う。

2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

職員については、中期目標期間中に行う事務・事業の効率的かつ効果的な業務運営に沿った適切な配置に努め、人件費の抑制に努める。

3 研究所との統合による事務及び事業の一体的実施

研究所との統合後においては、管理部門の効率化及び試験研究との連携による効果的な業務運営を推進し、統合のメリットを発現することにより、総費用の削減を図るよう検討する。